

# 北栄町行政改革プラン

北 栄 町

平成 1 9 年 1 月

(改訂 1 平成 19 年 9 月)

## 目 次

|    |                       |    |
|----|-----------------------|----|
| 1  | はじめに                  | 2  |
| 2  | 行政改革の必要性              | 2  |
| 3  | 行政改革の基本理念             | 3  |
| 4  | 行政改革の視点               | 4  |
|    | 住 民 - 住民との協働によるまちづくり  | 4  |
|    | 業務運営 - 業務運営の見直し       | 4  |
|    | 人材・組織 - 人材の育成と組織機構の整備 | 5  |
|    | 財 政 - 持続可能な財政基盤の確立    | 6  |
| 5  | 行政改革の推進体制             | 7  |
|    | 全庁をあげた取り組み            | 7  |
|    | 住民の意見反映               | 7  |
|    | 改革の進捗状況の公表            | 7  |
| 6  | 行政改革プランの実施期間          | 7  |
| 7  | 具体的な方策                | 8  |
|    | 住民との協働によるまちづくり        | 8  |
| 1  | 仕組みづくり                | 2  |
| 2  | 自治会等との連携              |    |
| 3  | 情報の提供                 | 4  |
| 4  | 電子決裁等の導入              |    |
|    | 業務運営の見直し              | 11 |
| 1  | 事務事業の見直し              | 2  |
| 2  | 補助金等の見直し              |    |
| 3  | 負担金の見直し               | 4  |
| 4  | 指定管理者の導入              |    |
| 5  | 給食センターの統合             | 6  |
| 6  | 保育所の統合                |    |
| 7  | 図書室の廃止                | 8  |
| 8  | その他の施設の見直し            |    |
| 9  | 事務事業への達成目標の設定         | 10 |
| 10 | 外部団体の事務局の返還           |    |
| 11 | 職員提案による事務等の改善         |    |
|    | 人材の育成と組織機構の整備         | 27 |
| 1  | 定員適正化計画の策定            | 2  |
| 2  | 人材育成方針の策定             |    |
| 3  | 人事評価制度の導入             | 4  |
| 4  | 組織機構の見直し              |    |
| 5  | 組織のフラット化              | 6  |
| 6  | 職員研修の充実               |    |
| 7  | メンタルヘルス対策             |    |
|    | 持続可能な財政基盤の確立          | 34 |
| 1  | 財政計画等の作成              | 2  |
| 2  | 予算説明書の作成              |    |
| 3  | 徴収・滞納対策の強化            | 4  |
| 4  | 使用料等の見直し              |    |
| 5  | 財産処分の検討               | 6  |
| 6  | 企業等誘致の推進              |    |
| 7  | 入札の工夫                 |    |
| 8  | 付属資料                  | 38 |
| 1  | 提言                    | 2  |
| 2  | 行政改革審議会名簿             |    |
| 3  | 審議会の開催状況              | 4  |
| 4  | 行政改革審議会設置条例           |    |

## 1 はじめに

地方自治体を取り巻く環境は著しく変化しており、北栄町においても少子高齢化や地球規模で進んでいる環境問題、社会情勢の変化や住民ニーズの高度化、多様化に一層適切に対応することが求められています。

道州制の検討など、政府においてもさらなる地方分権に向けた取り組みがなされており、地域の将来を地域みずからの意思と責任において主体的に決定する自主・自立のまちづくりをする必要があります。

そのためにも、「官」の機能を抜本的に洗い直し、事業の廃止、民営化など事業手法の見直しを徹底して行う必要があります。

北栄町が中長期的に安定的な財政運営を行うには、今後ともなお一層の経費節減と創意工夫を重ねるとともに、柔軟な発想と大胆な実行により、さらに踏み込んだ行政改革を進める必要があります。

自治の確立を図り、行政として情報の共有、住民との協働のまちづくりを推進することを目指し「北栄町行政改革プラン」を策定します。

## 2 行政改革の必要性

北栄町は、地方分権時代の諸課題に対応するため、平成17年10月1日、大栄町と北条町が合併し誕生しました。

町の財政状況は、公債費（借金）の負担が当面10億円台で推移し、下水道や介護保険会計等への支出が増加しています。一方では、国の三位一体改革は地方自治体の財政自由度を高める改革にはほど遠く、今後も本町歳入の4割強を占める地方交付税の縮減が続くことが見込まれています。

北栄町の行財政運営については、合併協議の中で効率的で十分な行政サービスを展開するよう調整が行われましたが、予想を上回る財政難と山積する行政課題に対応するには更なる改革が求められています。このため合併後の組織、事務事業などを点検し、優先順位に基づいてスピードアップを図りながら、バランスの取れた効率的で小さな役場をつくる必要があります。

今日、「公」を行政だけが独占するのではなく、公共の課題の解決やまちづ

くりに住民と行政が協働で取り組むことが求められています。財政をはじめ行政の有する情報を積極的に公開して住民と情報を共有し、改革に取り組むことが肝要です。

合併後間もないこの時期にこそ、時代の潮流に即応した簡素で効率的な行財政運営のあり方を今一度徹底的に検討し、行政の改革を実行します。

### 3 行政改革の基本理念

行政は、地域・人材・財源・施設などの限られた経営資源の有効活用を図りながら、住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の行政サービスを提供していく必要があります。

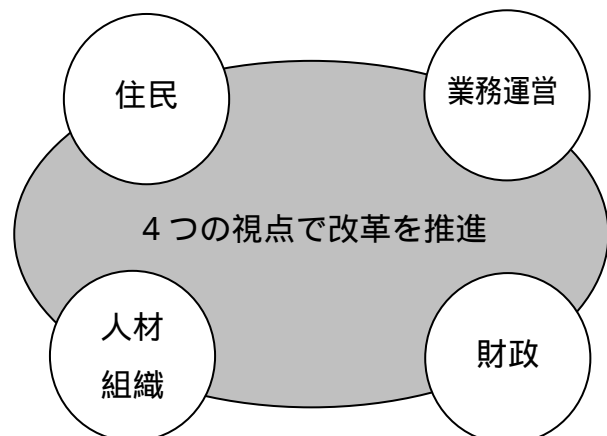
また、ますます多様化する町民のニーズに的確に応える町政を実現するには、行政主体の運営から、公共的な課題解決に対して町民と行政がそれぞれに役割と責任を自覚して、対等の立場で協力し合う「協働」による行政運営を目指していく必要があります。

協働をすすめるには、町民との信頼関係を築くことは欠くことができず、情報公開の推進など行政の透明性をこれまで以上に高めていかなければなりません。

また、限られた経営資源を最大限に活用させていくために、経営感覚をもって効率的・効果的に行政運営を進めていくことも求められています。

行政改革は、歳出カット、定員抑制、組織機構の統廃合などといった縮み志向だけでなく、改革を担う職員の資質向上による行政の質を高め、より低いコストでより良いサービスを提供するという、削減して経費を新たな分野に投入し、地域の活性化を図るという観点が重要です。

これからの行政運営のあり方について、本町の目指すべき方針として4つの視点 住民  
業務運営 人材・組織  
財政 を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ構造的な改革を進めていくこととします。



## 4 行政改革の視点

### 住 民 住民との協働によるまちづくり

地方分権時代において、限られた財源で住民満足度を向上させるには、住民のニーズにあった政策を的確に展開することが必要です。

これまで自治会に対しては、運営補助、施設補助等や、直接自治会の意見を聴く自治会長会などを開催し支援・連携を図ってきました。しかし、ボランティア団体等に対しては、育成のための積極的な手助けが行われてこなかったといえます。

いうまでもなく、町民がまちづくりの主役であるというのが自治の原点です。地域の課題に対して、自治会やボランティア団体が果たす役割が増大しており、これらと連携し、支援することが重要です。

より多くの町民や団体が町政に積極的に参画できる仕組みづくりを進めるとともに、住民と行政が役割分担を明確にしながら、対等なパートナーとして連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していきます。そして、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の公正、透明性の向上、説明責任の明確化を基本とした信頼性の確保に努めます。

### 業務運営 業務運営の見直し

町民にとって満足度の高いサービスを提供するためには、限られた財源の中で効率性、経済性を追求した事業を展開する必要があります。

これまでは予算編成時に業務運営の見直しを行ってきましたが、それはあくまで一部においてであり、また目的が予算編成のための部分的な見直しに限られていました。改めて第三者の視点を取り入れ全庁的に事務事業の見直しを行い、町民、企業、行政が果たす役割分担を見直すことが必要となっています。民間の活力やノウハウを積極的に導入し、必要なものは民間委託、P F I <sup>1</sup>、市場化テスト <sup>2</sup>などを進めます。

---

1 P F I とは、施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金・技術力・効率的な運営ノウハウを活用する仕組み。(Private Finance initiative の略)

2 市場化テストとは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組み。

補助金、負担金、委託料等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を精査し、基本的な考え方を確立するとともに、廃止、縮小、統合等の見直しを既得権にとらわれることなく抜本的に行います。

公共施設については、経営感覚を持って運営することが必要です。個々の施設について管理運営体制を点検し、統廃合を含めた運営の合理化等を検討し、また、指定管理者制度の導入を推進します。

行政の効率化、町民の利便性の向上、町民に開かれた町政の実現を図るため、IT化をさらに推進します。

## 人材・組織 人材の育成と組織機構の整備

政策を着実に実行し、質の高い行政サービスを提供するためには、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織・機構を絶えず見直すことが必要です。

合併後の組織を検証し、簡素で効率的な、また、町民にわかりやすいものに改編するとともに、様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、プロジェクトチーム<sup>3</sup>など横断的な組織を活用します。

行財政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、それを担う人事制度の改革が不可欠です。コスト意識やスピード感などの経営感覚を持つとともに、常に現状に対する危機意識を持ち、行財政改革を自らの問題として認識するよう、職員の意識改革を促すシステムづくりを進めます。

これまでの人事制度を見直し、実績や能力を重視した人事、給与制度の構築を図るとともに、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実したり、人事評価制度を導入したりして、地方分権時代にふさわしい人材育成に努めます。

組織として最大限の能力を発揮するためには、組織改革等と併せて、職場環境や行動様式を見直す必要があります。常に職員の間で改革の方向性や取り組むべき仕事を共有し、組織が一丸となって改革に取り組める組織風土をつくります。

---

3 プロジェクトチームとは、特定の事業を遂行するために特別に編成されたチーム・組織のこと。

## 財 政 持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況の中、限られた財源を様々なニーズに迅速、的確に配分し、町民の暮らしを将来にわたって支え続ける持続可能な財政力が求められています。これまでの経済成長を前提とした行政の取組みでは、財政力と住民のニーズとのかい離が顕著であり、これまでのように財政力をもってこの格差を埋めていくには限界が生じています。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を抑え、必要な住民サービスや新たな行政課題に対応できるよう、中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を行います。

「最小の経費で最大の効果をあげる」という経営の原点に立ち、人件費を含めた総コストの点検、事務事業の仕分けを行い、施策の選択と重点化を進めます。歳入の面では、自主財源の確保、町民負担の公平性の観点から、納税義務者や課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率の向上、滞納対策を強化します。

財政運営の透明性を高め、町民の町財政への理解を深めるため、予算・決算をはじめ町の財政状況や財政計画、財務諸表などを積極的に公表します。

## 5 行政改革の推進体制

### 全庁をあげた取り組み

行政改革というと、ともすれば行政内部の特定な部門において検討されるだけでしたが、全職員がプランの趣旨、内容を十分理解し、改革を所管する部局が中心となって取り組む必要があります。

行財政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、職員提案制度などの活用により、職員一人ひとりが行政改革に参画するという意識改革も進めるものとします。

### 住民の意見反映

この計画に掲げる項目の推進については、行政改革審議会や住民からの意見や助言を参考にしながら行います。

また、変更の必要性が生じたときは、適宜修正を加えます。

### 改革の進捗状況の公表

定期的に行政改革審議会を開催し、プランの進捗状況を確認することとします。その進捗状況を広報紙やホームページ等を通じて町民のみなさんに報告し、改革を推進します。

## 6 行政改革プランの実施期間

行政改革プランは平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とします。

プランをローリングさせながら毎年見直しを行い、継続的・効果的に行政改革を推進するものとします。



## 7 具体的な方策

### 住民との協働によるまちづくり

地方分権により地方の時代が到来し、自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かしたまちづくりの推進が必要です。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、住民や自治会、NPO<sup>3</sup>、ボランティアなどの団体との連携が必要です。各種団体の町政への積極的な提言を尊重しながら、団体の体制強化を支援します。

また、連携のためには、情報の早期周知と共有が重要です。町的意思決定を早める方式や、現在2つの方式で行っている全町への放送を統一するシステムの導入について検討します。

重要施策の意思決定については、施策（案）の段階から意見収集できる体制を整えます。

#### 1 仕組みづくり

住民の参画と協働のためには、それを行うための第一歩として仕組みづくりが大切です。

次の仕組みづくりに取り組みます。

| 担当課  | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-------|-------------|------|------|------|------|
| 1 協働を進める仕組みづくりの導入  |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 町政運営の方針や住民参画の手法などまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例（仮称）を策定する。<br>H19.4.1 自治基本条例施行         |       | 実施          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |
| 担当課  | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
| 2 住民参画手続の制度化   |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 自治基本条例（仮称）に住民参画の手続（パブリックコメント <sup>4</sup> 、審議会委員等の公募、町民からの要望・苦情への対応等）について盛り込む。 |       | 実施          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |

3 NPOとは、「非営利組織」つまり、利益を目的としない組織のこと。（Non Profit Organization の略）

4 パブリックコメントとは、政策の策定に際し、政策の案や資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表すること。

| 担当課  | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-------|-------------|------|------|------|------|
| 3 男女共同参画の推進  |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 職場や学校、地域、家庭など幅広い分野で、共同参画への取り組みを進めるため、男女共同参画推進基本計画を策定する。<br>H19, 4月基本計画策定 |       | 実施          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |

## 2 自治会等との連携

協働のためには連携が必要です。自治会、ボランティア等との連携強化を図ります。また、自治会等との連携を強化するため、専門部署の設置を含め組織のあり方について検討します。

| 担当課   | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |              |      |      |      |
|---|-------|-------------|--------------|------|------|------|
| 4 自治会等との連携強化  |       | 18年度        | 19年度         | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 自治会、ボランティア、NPO等の活動を支援し、行政と自治会等との連携強化を図る。職員も積極的にボランティア活動に参加する。 |       | 実施          |              |      |      |      |
|   |       |             | 実施（支援連携）一部実施 |      |      |      |

## 3 情報の提供

連携のためには、情報の共有が必要です。ホームページ等を充実し、コミュニケーションを図ります。

また、全町に向けた放送については、大栄地区と北条地区でシステムが異なっており、情報の提供に時差が生じています。ケーブルテレビ設備の統一にあわせ放送システムを見直し、時差なく一度の放送で全町に情報が周知できる方式の導入を進めます。

| 担当課  | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-------|-------------|------|------|------|------|
| 5 ITの充実  |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| ITを積極的に活用し、町民とのコミュニケーションの充実を図る。<br>H19 実施は、防災メール・交流広場    |       | 検討          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |
| 担当課  | 各課    | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
| 6 行政情報の充実  |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 広報、ホームページを見やすいように工夫。またリアルタイム化と内容の充実を図る。<br>H19 に H・P を変更 |       | 実施          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |

| 担当課   | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|---|-------|-------------|------|------|------|------|
|   |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 7 全町放送方式の統一                                       |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 時差なく町民に情報を周知するため、全町に向けた放送方式の導入を進める。<br>H19に導入着手予定 |       | 検討          |      | 実施   |      |      |
|   |       |             | 実施予定 |      |      |      |

#### 4 電子決裁の導入

住民の生活の利便性、ペーパーレス化などに電子申請・決裁等のシステムを導入は有効な手段となっています。現在、町単独で導入するには、多額の費用が必要となっていますが、意思決定の迅速化の観点などから、導入を検討します。

| 担当課   | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|---|-------|-------------|------|------|------|------|
|   |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 8 電子決裁の導入   |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 意思決定の迅速化、ペーパーレス化を図るため電子決裁の導入を検討する。<br>H19の一部実施は、職員管内出張伺 |       | 検討          |      |      |      |      |
|   |       |             | 一部実施 |      |      |      |
| 9 電子申請の導入   |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 意思決定の迅速化、住民の生活の利便性を図るため電子申請の導入を検討する。                    |       | 検討          |      |      |      |      |
|   |       |             | 検討   |      |      |      |

#### 実 施 表 の 見 方

| 担当課                                 | 企画情報課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|-------------------------------------|-------|-------------|------|------|------|------|
|                                     |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 全町放送方式の統一                           |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 時差なく町民に情報を周知するため、全町に向けた放送方式の導入を進める。 |       | 検討          |      | 実施   |      |      |
|                                     |       | 検討          | 実施   |      |      |      |

実施年度の欄には、「検討」「実施」「廃止」「~~等~~」等の表記をしています。上段は計画当初の見込み、下段は実際の状況、見直し後の計画です。あわせて数字を記入しているものについては、その実施や廃止においてその額の削減が見込まれる（見込まれた）というものです。

検討 実施可能かどうか調査、研究を行うという意味です。

実施 その年度に、制度の導入や予算の削減等を行うという意味です。

廃止 事務事業や補助金、負担金などを、その年度に廃止するという意味です。

前年度の行為を継続する意味です。ただし、「検討」の場合でも、検討や研究の結果、見直しすることが可能となった場合は、即座にその見直しを実施することになります。

継続 前年度の状況をそのまま継続しているという意味です。（補助金等で表記）

不可 検討の結果、改革できない見込みのものを表します。

## 業務運営の見直し

行政を取り巻く環境が変わり、厳しい財政状況の中で、いかに住民の付託に応えることができるかが重要な課題です。従来型の行政サービスを維持していくことが困難になっており、行政サービスの質、量、いずれの側面からも大胆な事務事業の再編整理を行う必要があります。

本来行政が担わなければならない領域を放棄することがないように注意しながら、廃止、縮減するべきところは廃止、縮減するといった姿勢で、説明責任を徹底し事業の再編整理を進めます。また、事務事業、補助金、施設の管理等の業務運営を見直します。

### 1 事務事業等の見直し

事務事業については、これまでから予算編成時に経常的な経費を削減することに努めてきました。これらは、今後も継続して実施していくこととしていますが、さらに次の手法で見直しを行いました。

(1) 各課において、平成 18 年 6 月、課長が中心となり、平成 18 年度予算計上済の事務事業について、自己点検・見直しを実施。

(ポイント)

ア 必要でなかったり、目的を達成していて廃止することはできないか。

イ 国や県が示す基準やガイドラインが町の実情にあっていなかったり、必要性がないにもかかわらずガイドラインどおり実施したりしていないか。

ウ 本来は事業実施者の責任において行うべきことに対し、指導・関与していないか。

エ 本来は民間が行うべきものについて、漫然と実施していないか。

オ 社会・経済状況が変化したにもかかわらず、漫然と実施していないか。

カ 新しい手法の導入等により、事務を省いたり、安価で実施することはできないか。

キ その他

(2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会において、外部の視点による検討を行った。

(3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

| 担当課  | 全部署  | 実 施 年 度 (平成) |           |           |      |      |
|--|------|--------------|-----------|-----------|------|------|
| 10 経常的な経費の削減                                     |      | 18年度         | 19年度      | 20年度      | 21年度 | 22年度 |
| 燃料、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費等の経常的な経費の削減に努める。      |      | 実施           |           |           |      |      |
|  |      |              | 実施        |           |      |      |
| 担当課  | 該当部署 | 実 施 年 度 (平成) |           |           |      |      |
| 11 個別事業の見直し (単位：千円)                              |      | 18年度         | 19年度      | 20年度      | 21年度 | 22年度 |
| 01 下水終末処理場の維持管理日数の減<br>(理由：力)                    |      | 実施<br>6,000  |           |           |      |      |
|  |      |              | 継続        |           |      |      |
| 02 町営住宅の立替(手法等の検討)<br>(理由：力)                     |      | 検討           |           |           |      |      |
|  |      |              | 検討        |           |      |      |
| 03 河川の水質検査(2級河川の検査の廃止)<br>(理由：イ)                 |      | 実施<br>40     |           |           |      |      |
|  |      |              | 継続        |           |      |      |
| 04 交通指導員の費用弁償(半額弁償制度の導入)<br>(理由：力)               |      | 実施<br>1,008  |           |           |      |      |
|  |      |              | 継続        |           |      |      |
| 05 町政モニター制度の廃止<br>(理由：ア)                         |      | 廃止<br>100    |           |           |      |      |
|  |      |              | 継続        |           |      |      |
| 06 告知機等の修理代を個人負担に<br>(理由：オ)                      |      | 検討           |           |           |      |      |
|  |      |              | 検討        |           |      |      |
| 07 北栄町魅力発見ツアー<br>(理由：ア)                          |      |              | 廃止<br>84  |           |      |      |
|  |      |              | 廃止<br>84  |           |      |      |
| 08 はり・きゅう・マッサージ事業<br>(理由：オ)<br>H19は、対象を70～75歳に   |      | 検討           | 廃止<br>420 |           |      |      |
|  |      |              | 実施<br>220 | 廃止<br>200 |      |      |
| 09 米寿・金婚・ダイヤモンド婚事業<br>(理由：ア・オ)<br>H19は、記念品単価の見直し |      |              |           | 検討        |      |      |
|  |      |              | 実施<br>213 |           |      |      |
| 10 スポーツイベント(すいかながいも、刈りかた、駅伝、チャレンジなど)(理由：ア)       |      | 検討           |           |           |      |      |
|  |      |              | 検討        |           |      |      |
| 11 人権教育推進補佐員の廃止<br>(理由：ア)                        |      | 廃止<br>1,030  |           |           |      |      |
|  |      |              | 継続        |           |      |      |
| 12 東亀谷集会所事業の隣保館への組み入れ<br>(理由：力)                  |      |              | 実施<br>70  |           |      |      |
|  |      |              | 検討        |           |      |      |

|  |          |             |             |             |  |
|--|----------|-------------|-------------|-------------|--|
| 13 小地域懇談会の準備会議の回数減<br>(理由:オ・力)<br>H19は2回減の予定を1回の減              |          | 実施<br>140   |             |             |  |
|  |          | 実施<br>70    |             |             |  |
| 14 地区進出学習会の北条・大栄地区の回数統一<br>(理由:オ・力)                            |          | 実施<br>134   |             |             |  |
|  |          | 実施<br>69    |             |             |  |
| 15 人権フォーラム事業を人権教育講演会に集約<br>(理由:オ・力)                            | 実施<br>36 |             |             |             |  |
|  |          | 継続          |             |             |  |
| 16 職員への給与等を全員口座振込みに<br>(理由:力)<br>H19現在、5人未実施                   |          | 実施          |             |             |  |
|  |          | 検討          |             |             |  |
| - 17 職員に支給する出張旅費を現金から、職員口座への振り込みとする。(理由:力)                     |          | 実施          |             |             |  |
| - 18 期日前投票所を北条・大栄庁舎の2箇所から大栄庁舎の1箇所とする。(理由:力)                    |          | 実施<br>1,000 |             |             |  |
| - 19 2以上の投票がある選挙において、投票箱を複数設置することで、開票時間を短縮する。(理由:力)            |          | 実施          |             |             |  |
| - 20 集落が密集している所は、他に比べ数が多い。ポスター掲示場の数を見直す。(理由:イ)                 |          | 実施<br>150   |             |             |  |
| - 21 英語能力を高める教員研修が実施されていることから、外国語指導助手の招致を2人から1人にする。(理由:オ)      |          | 検討          |             | 実施<br>3,840 |  |
| - 22 下水処理で発生する汚泥の処理費が、北条地区と大栄地区で異なっている。安価統一となるよう業者と折衝する。(理由:力) |          | 検討          | 実施<br>4,383 |             |  |
| - 23 住民サービス向上のため住民票等発行する窓口で税証明をあわせて発行する。(理由:キ)                 |          | 実施          |             |             |  |

## 2 補助金等の見直し

補助金等についても、事務事業と同様、これまで予算編成時に削減することに努めてきました。今回、次の手法によりすべての補助金について見直しを行いました。

(1) 各課において、平成18年6月、課長が中心となり、平成18年度予算計上済の補助金について、自己点検・見直しを実施。

(ポイント)

ア 目的を達成していて廃止することはできないか。

- イ 効果や実績に関係なく、画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 補助がなくても事業実施や団体運営が可能ではないか。
- カ 他団体や他事業に対し、不公平な補助になっていないか。
- キ その他

(2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会で検討を行った。

(3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |             |           |      |          |
|-----|--|--------------|-------------|-----------|------|----------|
| 12  | 補助金、使用料等の見直し   | 18年度         | 19年度        | 20年度      | 21年度 | 22年度     |
|     | 合併協議で各種補助金や使用料等が調整されたが、合併3年後にすべての補助金等について内容を精査し必要な見直しを行う。  |              |             | 実施        |      |          |
| 13  | 団体の運営費補助金については、当該団体の経費を精査し、真に必要な額とする。<br>H19は、社協・商工会補助など実施 | 実施           |             |           |      |          |
|     |  |              | 実施          |           |      |          |
| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |             |           |      |          |
| 14  | 個別補助金の見直し (単位:千円)  | 18年度         | 19年度        | 20年度      | 21年度 | 22年度     |
| 01  | 北条たばこ組合補助金<br>(理由:イ・オ)<br>H19に必要性があると判断、3年度見直し。            | 検討           | 廃止<br>90    |           |      |          |
|     |  |              | 不可          |           |      | 廃止<br>90 |
| 02  | 担い手育成総合支援協議会交付金<br>(理由:イ・キ)                                | 検討           | 実施<br>752   |           |      |          |
|     |  |              | 実施<br>752   |           |      |          |
| 03  | 和牛放牧経営体育成事業補助金<br>(理由:キ)                                   |              | 終了<br>140   |           |      |          |
|     |  |              | 実施<br>140   |           |      |          |
| 04  | 造林事業補助金<br>(理由:キ)  |              |             | 終了<br>118 |      |          |
| 05  | チャレンジプラン支援事業補助金<br>(理由:ア)                                  | 検討           | 実施<br>4,000 |           |      |          |
|     |  |              | 実施<br>4,000 |           |      |          |
| 06  | 就農基盤整備事業補助金<br>(理由:イ・カ)                                    | 検討           | 実施<br>3,319 |           |      |          |
|     |  |              | 実施<br>3,319 |           |      |          |

|  |             |             |  |             |           |
|--|-------------|-------------|--|-------------|-----------|
| 07 農業後継者養成奨学金補助金<br>(理由：)                                | 廃止<br>288   |             |  |             |           |
|  |             | 継続          |  |             |           |
| 08 地産地消推進補助金<br>(理由：力)                                   | 検討          | 廃止<br>116   |  |             |           |
|  |             | 実施<br>116   |  |             |           |
| 09 乳用牛優良精液利用促進事業補助金<br>(理由：イ)                            | 検討          | 実施<br>200   |  |             |           |
|  |             | 実施<br>200   |  |             |           |
| 10 中山間地域等直接支払事業費補助金<br>(理由：ア・イ)                          |             |             |  | 廃止<br>1,067 |           |
|  |             |             |  |             |           |
| 11 町労務改善協議会補助金<br>(理由：オ)                                 | 検討          | 実施<br>74    |  |             | 廃止<br>100 |
|  |             | 実施<br>74    |  |             |           |
| 12 町商工会街路灯組合補助金<br>(理由：力)                                | 検討          | 実施<br>56    |  | 廃止<br>100   |           |
|  |             | 実施<br>9     |  |             |           |
| 13 北条砂丘土地改良区経営体基盤整備補助金<br>(理由：キ)                         |             |             |  | 終了<br>1,050 |           |
|  |             |             |  |             |           |
| 14 畑地担い手支援事業補助金<br>(理由：キ)                                |             | 終了<br>354   |  |             |           |
|  |             | 終了<br>354   |  |             |           |
| 15 地域農業支援検討事業費補助金<br>(理由：キ)                              |             | 終了<br>2,055 |  |             |           |
|  |             | 実施<br>2,055 |  |             |           |
| 16 合併処理浄化槽設置事業費補助金<br>(理由：キ)                             | 実施<br>459   |             |  | 廃止<br>1,584 |           |
|  |             | 継続          |  |             |           |
| 17 生活路線バス維持対策補助金<br>(理由：キ)                               | 実施<br>4,600 |             |  |             |           |
|  |             | 継続          |  |             |           |
| 18 放課後児童クラブ運営補助金<br>(理由：力)                               | 実施<br>90    |             |  |             |           |
|  |             | 継続          |  |             |           |
| 19 高齢者生活活動参加促進事業補助金<br>(理由：ア)<br>H19 は、H18 に加え 200 を追加実施 | 実施<br>100   |             |  |             |           |
|  |             | 実施<br>300   |  |             |           |



|   |  |             |  |  |  |
|---|--|-------------|--|--|--|
| 20 修学旅行引率者補助金（小・中学校）<br>（理由：カ・キ）                            |  | 実施<br>270   |  |  |  |
|   |  | 実施<br>270   |  |  |  |
| 21 リーダー研修補助金<br>（理由：カ）<br>H19、 125 の実施で事業廃止に                |  | 実施<br>25    |  |  |  |
|   |  | 実施<br>125   |  |  |  |
| - 22 高齢者インフルエンザ予防接種助成金を1人あたり2000円補助から1500円に見直す。<br>（理由：イ・カ） |  | 実施<br>1,072 |  |  |  |
| - 23 側溝掃除時の土砂運搬車両補助5,000円/台を廃止する。（理由：イ・カ）                   |  | 廃止<br>60    |  |  |  |

### 3 負担金の見直し

補助金等を見直しと同様、次の手法によりすべての負担金について見直しを行いました。

(1) 各課において、平成18年6月、課長が中心となり、平成18年度予算計上済の負担金について、自己点検・見直しを実施。

（ポイント）

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 負担金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 他団体に対し、不公平な負担になっていないか。
- カ その他

(2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会において、外部の視点による検討を行った。

(3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

| 担当課 | 該当部署  | 実施年度（平成） |      |      |      |      |
|-----|---|----------|------|------|------|------|
|     |   | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 15  | 負担金の見直し   | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 県中部や東伯郡の関係の負担金については市町村合併で構成団体が減っており、廃止を検討する。（中部の市町村は10から5に減少）           | 検討       |      |      |      |      |
|     |   |          | 検討   |      |      |      |
| 16  | 全国負担金、県負担金、中部負担金など、同じ内容の負担をしているものについて、必要性を検討する。<br>H19に全国農業委員会会長会負担金を廃止 | 検討       |      |      |      |      |
|     |   |          | 検討   |      |      |      |

| 17 会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。 |                            | 検討              |          |             |      |      |
|--|----------------------------|-----------------|----------|-------------|------|------|
|  |                            |                 | 検討       |             |      |      |
| 担当課  | 該当部署                       | 実 施 年 度 ( 平 成 ) |          |             |      |      |
| 18   | 個別負担金の見直し (単位:千円)          | 18年度            | 19年度     | 20年度        | 21年度 | 22年度 |
| 01   | 羽合消防署管内連絡協議会負担金<br>(理由:才)  | 廃止<br>10        |          |             |      |      |
|  |                            |                 | 継続       |             |      |      |
| 02   | 国土調査推進協議会負担金<br>(理由:力)     |                 |          | 廃止<br>93    |      |      |
|  |                            |                 |          |             |      |      |
| 03   | 中部地区租税教育推進協議会負担金<br>(理由:イ) | 検討              | 廃止<br>16 |             |      |      |
|  |                            |                 | 実施<br>16 |             |      |      |
| 04   | 県農林統計協会負担金<br>(理由:ア・イ)     | 検討              | 廃止<br>31 |             |      |      |
|  |                            |                 | 実施<br>31 |             |      |      |
| 05   | 県地域振興対策協議会負担金<br>(理由:イ)    | 検討              | 廃止<br>20 |             |      |      |
|  |                            |                 | 実施<br>5  |             |      |      |
| 06   | 県野菜価格安定基金協会負担金<br>(理由:力)   |                 |          | 終了<br>1,382 |      |      |
|  |                            |                 |          |             |      |      |
| 07   | 県指導農業士協議会負担金<br>(理由:才)     | 検討              | 廃止<br>70 |             |      |      |
|  |                            |                 | 検討       |             |      |      |
| 08   | 中部地区全共委員会負担金<br>(理由:力)     |                 |          | 廃止<br>23    |      |      |
|  |                            |                 |          |             |      |      |
| 09   | 商工観光振興連絡協議会負担金<br>(理由:イ)   | 廃止<br>90        |          |             |      |      |
|  |                            |                 | 継続       |             |      |      |
| 10   | 企業誘致促進連絡協議会負担金<br>(理由:イ)   | 廃止<br>90        |          |             |      |      |
|  |                            |                 | 継続       |             |      |      |
| 11   | 中部産米改良協会負担金<br>(理由:ア)      | 検討              | 廃止<br>7  |             |      |      |
|  |                            |                 | 実施<br>7  |             |      |      |

|                                       |          |           |          |  |  |
|---------------------------------------|----------|-----------|----------|--|--|
| 12 日本砂丘学会負担金<br>(理由:イ)                | 検討       | 廃止<br>20  |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>20  |          |  |  |
| 13 全国中山間地域振興対策中国四国支部負担金<br>(理由:ア)     | 検討       | 廃止<br>10  |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>10  |          |  |  |
| 14 全国中山間地域振興対策協議会負担金<br>(理由:ア)        | 検討       | 廃止<br>10  |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>10  |          |  |  |
| 15 中部道の駅祭り負担金<br>(理由:イ)               |          | 廃止<br>100 |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>100 |          |  |  |
| 16 道の駅連絡会負担金<br>(理由:イ)<br>H19 見直しで 50 |          | 廃止<br>100 |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>50  |          |  |  |
| 17 鳥取県鉄道利用促進協議会負担金<br>(理由:イ)          | 実施<br>10 |           |          |  |  |
|                                       |          | 継続        |          |  |  |
| 18 子ども家庭育み協会負担金<br>(理由:オ)             |          | 廃止<br>30  |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>30  |          |  |  |
| 19 日本対ガン団体会員負担金<br>(理由:ア)             |          | 廃止<br>2   |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>2   |          |  |  |
| 20 県体育施設協会負担金<br>(理由:ア)               |          | 廃止<br>8   |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>8   |          |  |  |
| 21 中部地区隣保館・集会所等連絡協議会負担金<br>(理由:イ)     |          | 実施<br>6   |          |  |  |
|                                       |          | 実施<br>6   |          |  |  |
| 22 中部地域改善対策担当指導員設置負担金<br>(理由:イ)       | 検討       | 廃止<br>48  |          |  |  |
|                                       |          | 検討        |          |  |  |
| - 23 町原爆被爆者協議会負担金<br>(理由:ア)           |          | 廃止<br>20  |          |  |  |
| - 24 保健センター連絡協議会負担金<br>(理由:イ)         |          | 検討        | 廃止<br>55 |  |  |

|  |  |          |           |  |  |
|--|--|----------|-----------|--|--|
| - 25 天神川水系水質汚濁防止連絡協議会<br>負担金<br>(理由：ウ) |  | 見直<br>12 |           |  |  |
| - 26 学校災害共済掛金負担金<br>(理由：カ)             |  | 検討       | 見直<br>460 |  |  |

#### 4 指定管理者の導入

地方自治法の改正により、平成18年9月から、公の施設の委託が指定管理者制度による管理に変わりました。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としたもので、町では、町のすべての公の施設について、指定管理者の導入について平成18年2月検討を行いました。

(1) 次のポイントにより、指定管理者の導入について検討を実施。

(ポイント)

- ア 民間活力の導入により、住民サービスの向上が見込まれる。
- イ コスト意識を持った経営管理により経費削減が見込まれる
- ウ 民間の運営手法を活用し、管理運営の効率化が見込まれる。
- エ 新たな発想による事業展開により、利用促進が見込まれる。

(2) 検討結果の概要は次のとおり。

ア 指定管理者を導入するもの

- ・北条海浜広場、お台場公園、蜘蛛ヶ家山山菜の里、レークサイド大栄

理由 上記ポイントすべての効果が見込まれるため。

イ 譲渡を検討するもの

- ・デイサービスセンター、高齢者保健センター（以上、北栄町社会福祉協議会へ譲渡を検討）
- ・介護予防拠点施設、大野地区広場、大野地区児童遊園地、山西地区会館、農村公園及び農村広場（以上、該当自治会へ譲渡を検討）

理由 町で所有する意義が薄れているため。

ウ 当面直営とするが、指定管理者の導入を目指すもの

- ・大栄体育館、大誠体育館、勤労者体育センター、大栄野球場、大栄テニスコート、大栄運動場、大誠プール、栄プール

理由 大栄地区のスポーツクラブ設立に向け準備中であり、その結果をまって

指定管理者の導入を検討する。

エ 直営とするもの

- ・学校給食センター、歴史民俗資料館、歴史文化学習館、町立保育所(6箇所)  
北条幼稚園、農村環境改善センター など

理由 利用者への信頼性の確保、市町村連携など町で管理する必要があることや、民間活力導入の余地がないため。

(3) 以上の結果と行政改革審議会での審議で次のとおりとなった。

| 担当課   | 産業振興課 | 実 施 年 度 (平成) |           |      |      |       |
|---|-------|--------------|-----------|------|------|-------|
|   |       | 18年度         | 19年度      | 20年度 | 21年度 | 22年度  |
| 19 指定管理者の導入   |       | 18年度         | 19年度      | 20年度 | 21年度 | 22年度  |
| 北条海浜広場、蜘蛛ヶ山山菜の里、お台場公園の指定管理者を導入する。( レークサイド大栄については検討した結果、当面直営とすることになりました。 |       | 検討           | 実施        |      |      | (再実施) |
|   |       |              | 実施<br>3施設 |      |      |       |

| 担当課  | 生涯学習課 | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
|--|-------|--------------|------|------|------|------|
|  |       | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 20 指定管理者の導入  |       | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 大栄地区を担当するスポーツクラブの設立後に、北条地区のスポーツクラブとの統合及び大栄地区のスポーツ施設の指定管理者導入を行う。<br>H19 大栄スポーツクラブは設立済 |       |              | 検討   |      |      | 実施   |
|  |       |              | 検討   |      |      |      |

5 給食センターの統合

大栄給食センターは老朽化しており、近い将来建て替えが必要となる見込みです。食数の規模、町の財政状況を考慮し、建て替えは行わず、北条給食センターを改修(規模を拡大)することになりました。

また、施設の統合後には、調理を委託することも検討していきます。

| 担当課   | 教育総務課 | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
|---|-------|--------------|------|------|------|------|
|   |       | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 21 学校給食センターの統合                              |       | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 北条給食センターを改修し、大栄給食センターと統合する。将来的には、民間委託を検討する。 |       | 検討           |      | (統合) | (委託) |      |
|   |       |              | 検討   |      | 施設統合 | 委託検討 |

＝ 参考 給食センターの概要 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

北条給食センター 北条小学校に設置。北条地区の幼稚園、小学校、中学校の給食を調理。

能力 1, 200 食（現在 831 食調理）、平成 8 年完成。

大栄給食センター 大栄中学校に設置。大栄地区の小学校、中学校の給食を調理。

能力 1, 500 食（現在 730 食調理）、昭和 44 年完成。

＝＝＝

6 保育所の統合

町内には次表のとおり保育所が公立 6 園、私立 1 園、公立の幼稚園 1 園あります。次代を担う子どもたちを守り・育てることは町の重要な使命です。

しかし、町の規模、少子化の傾向、財政的な観点から、現行の体制を将来的に維持するのは困難な状況であり、また、幼稚園保育料は昭和 62 年度以降見直しがされず一律 1 万円（月額）になっており、保育所では所得によって最高 37,000 円（3 歳未満児の場合 50,000 円であることから、不公平であるということもあげられています。保育所数の統廃合、幼保一元化についてこれまでから議論がされてきましたが、地元の反対等もあり結論が出ていません。

今後は、今年度次世代育成対策計画の策定中であり、その結論を待って議論を進めます。方針としては、単なる数合わせの統廃合を行うのではなく、幼保一元化の検討と合わせ保育所・幼稚園について、町の規模、園児数を考慮するとともに、住民へ十分な説明を行い、統廃合を進めることとします。

| 担当課  | 町民課及び教育総務課 | 実 施 年 度（平成） |       |       |       |       |
|--|------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|  |            | 18 年度       | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 |
| 22 保育所・幼稚園の統廃合   |            |             |       |       |       |       |
| 町内に町立保育所 6、私立 1、幼稚園 1 あり、次世代育成対策計画に基づき統廃合を進める。<br>H19 に計画は策定予定 |            | 検討          |       |       |       |       |
|  |            |             | 検討    |       |       |       |

二 参考 公立・私立保育所、幼稚園の概要 =====

(北条地区)

(人数は平成 18 年 10 月 1 日現在)

| 区 分                 | 東保育所         | 中央保育所       | 北条幼稚園       | 北条みどり保育園    |            |
|---------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 設 置                 | 公立           | 公立          | 公立          | 私立          |            |
| 施設構造                | R C 平屋建て     | R C 平屋建て    | R C 平屋建て    | R C 平屋建て    |            |
| 建築面積 (㎡)            | 4 5 5        | 8 4 8       | 5 3 6       | 8 3 2       |            |
| 敷地面積 (㎡)            | 3 , 0 8 2    | 5 , 1 7 3   | 2 , 3 9 1   | 2 , 3 0 8   |            |
| 許可年月                | 昭和 26 年 12 月 | 昭和 27 年 2 月 | 昭和 57 年 4 月 | 昭和 57 年 4 月 |            |
| 建築年月                | 昭和 60 年 4 月  | 昭和 56 年 4 月 | 昭和 57 年 3 月 | 昭和 57 年 4 月 |            |
| 入所定員                | 6 0 名        | 9 0 名       | 9 0 名       | 9 0 名       |            |
| 入所者数                | 4 1 人        | 7 8 人       | 3 4 人       | 1 0 9 人     |            |
| 対象年齢                | 3 か月 ~ 4 歳児  | 3 か月 ~ 4 歳児 | 5 歳児        | 2 か月 ~ 5 歳児 |            |
| 保<br>育<br>時<br>間    | 平日           | 8:00~16:15  | 8:00~16:15  | 8:15~16:00  | 8:00~16:15 |
|                     | 平日延長         | 7:30~18:00  | 7:30~18:00  | 7:30~18:00  | 7:15~19:00 |
|                     | 土曜日          | 8:00~11:30  | 8:00~11:30  | 希望者のみ       | 8:00~11:30 |
|                     | 土曜延長         | 7:30~18:00  | 7:30~18:00  | 7:30~18:00  | 7:15~19:00 |
| 所長                  | 1 人          | 1 人         | 1 人         | 1 人         |            |
| 保<br>育<br>士<br>(教諭) | 正規           | 3 人         | 5 人         | 3 人         | 8 人        |
|                     | 臨時           | 6 人         | 9 人         | 2 人         | 7 人        |
| 調<br>理<br>師         | 正規           |             |             |             | 1 人        |
|                     | 臨時           | 2 人         | 2 人         |             | 1 人        |
| その他                 |              |             |             | 看護師 1 人     |            |

(大栄地区)

(人数は平成 18 年 10 月 1 日現在)

| 区 分              | 大誠保育所        | 栄保育所        | 由良保育所       | 大谷保育所        |            |
|------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 設 置              | 公立           | 公立          | 公立          | 公立           |            |
| 施設構造             | R C 平屋建て木造一部 | R C 平屋建て    | R C 平屋建て    | R C 平屋建て     |            |
| 建築面積 (㎡)         | 1 , 3 3 0    | 6 6 6       | 9 7 3       | 5 9 2        |            |
| 敷地面積 (㎡)         | 5 , 8 4 4    | 4 , 9 4 5   | 6 , 5 7 2   | 2 , 2 0 9    |            |
| 許可年月             | 昭和 28 年 9 月  | 昭和 29 年 3 月 | 昭和 25 年 7 月 | 昭和 28 年 12 月 |            |
| 建築年月             | 平成 16 年 9 月  | 昭和 53 年 3 月 | 昭和 62 年 1 月 | 昭和 58 年 2 月  |            |
| 入所定員             | 1 4 0 名      | 6 0 名       | 1 2 0 名     | 6 0 名        |            |
| 入所者数             | 1 2 2 人      | 5 0 人       | 9 9 人       | 4 0 名        |            |
| 対象年齢             | 3 か月 ~ 5 歳児  | 3 か月 ~ 5 歳児 | 3 か月 ~ 5 歳児 | 3 か月 ~ 5 歳児  |            |
| 保<br>育<br>時<br>間 | 平日           | 8:00~16:15  | 8:00~16:15  | 8:00~16:15   | 8:00~16:15 |
|                  | 平日延長         | 7:30~19:00  | 7:30~18:00  | 7:30~18:00   | 7:15~19:00 |
|                  | 土曜日          | 8:00~11:30  | 8:00~11:30  | 8:00~11:30   | 8:00~11:30 |
|                  | 土曜延長         | 7:30~19:00  | 7:30~18:00  | 7:30~18:00   | 7:15~19:00 |
| 所長               | 1 人          | 1 人         | 1 人         | 1 人          |            |
| 保<br>育<br>士      | 正規           | 9 人         | 4 人         | 8 人          | 3 人        |
|                  | 臨時           | 7 人         | 5 人         | 5 人          | 4 人        |
| 調<br>理<br>師      | 正規           | 2 人         | 1 人         | 1 人          | 1 人        |
|                  | 臨時           | 1 人         | 1 人         | 1 人          | 1 人        |
| その他              |              |             |             |              |            |

=====

## 7 図書室の廃止

北栄町には、北栄町図書館と中央公民館の中に北栄町図書館北条分室があります。書籍の検索等が可能な情報ネットワークの整備や、移動図書館、巡回文庫の充実を図り、図書館の機能を発展させることにより、北栄町図書館北条分室を廃止する検討を進めます。また、週刊誌等の雑誌をはじめとする選書について、真に利用者のニーズを踏まえるよう見直しします。

| 担当課 | 図書館  | 実施年度(平成) |      |      |      |      |
|-----|--|----------|------|------|------|------|
|     |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 23  | 図書室の廃止   |          |      |      |      |      |
|     | 検索等が可能な情報ネットワークの整備、移動図書館、巡回文庫の充実等により、北栄町図書館北条分室を廃止する検討を行う。 |          | 検討   |      |      |      |
|     |  |          | 検討   |      |      |      |

### 参考 図書館・図書室の概要

(管理体制等)

| 区分                     | 図書館   | 図書室(分室)                         |
|------------------------|---|---------------------------------|
| 施設形態                   | 独立  | 複合                              |
| 開設年月                   | H5, 8月                                      | S54, 1月                         |
| 専有延面積(m <sup>2</sup> ) | 1,476                                       | 103                             |
| 開館日                    | 火曜日～日曜日                                     | 月曜日～日曜日                         |
| 休館日                    | 月曜日、祝日、毎月最終木曜日<br>年末年始、特別図書整理期間             | 祝日、年末年始                         |
| 開館時間                   | 9:30～18:30                                  | 8:30～20:00                      |
| 職員体制                   | 図書館司書2名(正規)<br>移動図書館担当1名(臨時)<br>事務補助員1名(臨時) | 図書館司書1名(臨時)<br>図書相談員2名(臨時、交代勤務) |

(経費の状況)

(単位:千円)

| 区分      | 図書館       | 図書室(分室)  | 計         | 備考             |
|---------|-----------|----------|-----------|----------------|
| 人件費     | 正職 11,061 |          | 正職 11,061 |                |
|         | 臨時 5,733  | 臨時 2,543 | 臨時 8,276  |                |
| 図書購入費   | 6,000     | 1,250    | 7,250     |                |
| 消耗品費    | 500       | 40       | 540       | 共有268別にあります。 1 |
| 自動車経費   | 283       | 0        | 283       |                |
| 施設費、機器費 | 887       | 0        | 887       | 2              |

1 バーコード作成60、ブックスタート事業208。

2 図書室は中央公民館の一部のため算定不可。また、図書館の電気代については、別施設と一括支払いのため計上なし。



(17年度蔵書数等)

| 区 分       | 図書館     | 図書室(分室) | 計        |
|-----------|---------|---------|----------|
| 利 用 登 録 者 | 8,462人  | 1,303人  | 9,765人   |
| 資 料 購 入 数 | 4,702冊  | 1,004冊  | 5,706冊   |
| 蔵 書 数     | 88,621冊 | 15,949冊 | 104,570冊 |

(貸出状況)

| 区 分         | 図書館     | 図書室(分室) | 計       |
|-------------|---------|---------|---------|
| 平 成 1 3 年 度 | 55,312冊 | 11,463冊 | 66,775冊 |
| 平 成 1 4 年 度 | 54,311冊 | 16,694冊 | 71,005冊 |
| 平 成 1 5 年 度 | 55,134冊 | 18,704冊 | 73,838冊 |
| 平 成 1 6 年 度 | 56,140冊 | 20,151冊 | 76,291冊 |
| 平 成 1 7 年 度 | 62,735冊 | 21,839冊 | 84,574冊 |

貸出数には、移動図書館、巡回文庫による貸出を含む。

=====

## 8 その他の施設の見直し

中央公民館の運営、スポーツ施設のあり方について、次のとおり検討しました。

| 担当課 | 中央公民館  | 実 施 年 度(平成) |      |      |      |      |
|-----|--|-------------|------|------|------|------|
| 24  | NPO等への委託の検討  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 公民館の運営について、NPO等への委託を検討する。                            |             | 検討   |      |      |      |
|     |  |             | 検討   |      |      |      |
| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度(平成) |      |      |      |      |
| 25  | 類似施設の廃止検討  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | スポーツ施設など類似施設があるが、老朽化も進んでおり、修繕費もかさんでいる。存続・廃止について検討する。 | 検討          |      |      |      |      |
|     |  |             | 検討   |      |      |      |

## 9 事務事業への達成目標の設定

毎年予算化しながら、事務事業の実施は年度末に行われるなど、実施時期が不明確であったり、予算に応じて過剰な事務事業の推進、未達成のままの事業が終了したりしていたものがみられました。予算編成時から、実施時期・目標を設定し、予算の有効活用を図ります。

| 担当課 | 各課共通  | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|-----|---|-------------|------|------|------|------|
|     |   | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 26  | 事務事業へ達成目標の設定  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 事務事業に達成目標を設定し、進捗等について管理を行う。<br>H19 実施は主なもので、以下で実施中。<br>町民課（計画 健康ほくえい）<br>上下水道課（上下水道の整備率）<br>人権同和教育課（あらゆる差別をなくする総合計画）<br>環境政策課（環境基本計画） | 検討          | 実施   |      |      |      |
|     |   |             | 実施   |      |      |      |

#### 10 外部団体の事務局の返還

外部団体の事務局を明確な理由のないまま受け持っている例があります。団体に対し補助金を出しながら、その団体の事務局を担当し、会議の開催通知や会議の進行、団体の旅行先の選定・世話などの一切を行っている例も見られました。これらは、職員の負担になっているだけでなく、団体の自立の妨げになることから、例外なく見直します。

| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度（平成） |  |      |      |      |
|-----|--|-------------|--|------|------|------|
|     |  | 18年度        | 19年度   | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 27  | 外部団体の事務局の返還  | 18年度        | 19年度   | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 外部団体の事務局事務を職員が行っているものについて、その団体の自立のため返還し、職員の事務を軽減する。  | 検討          | 実施   |      |      |      |
|     | 市町村年金者連盟大栄町部会<br>北栄町自衛隊父兄会<br>北栄町交通安全母の会連絡協議会<br>日本赤十字北栄分会<br>北栄砂丘まつり実行委員会<br>北栄町女性団体連絡協議会<br>北栄町観光協会<br>（社）鳥取県緑化推進委員会北栄町支部<br>北栄町酪農組合<br>北栄町農志会<br>北栄町認定農業者協議会<br>北栄町元気な村づくり推進会議<br>北条農業簿記の会<br>北栄町大栄支部農業者年金友の会<br>北栄町北条支部農業者年金友の会<br>（財）竹歳敏夫奨学育英会<br>元気なむらづくり推進会議は団体が解散。 |             | 実施<br>検討<br>検討<br>不可<br>一部実施<br>実施<br>検討<br>不可<br>一部実施<br>実施<br>一部実施<br>(解散)<br>実施<br>検討<br>検討<br>不可 |      |      |      |

## 11 職員提案による事務等の改善

町民の視点に立った行財政運営のため、より一層の効果的・効率的な業務の執行が求められています。前例踏襲型になりやすい業務等の方法を、職員一人ひとりが常に問題意識をもった事務改善型の方法に改めていくこととします。

| 担当課  | 各課共通                        | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|------|-----------------------------|-------------|------|------|------|------|
| 27-1 | 1課1事務改善運動の実施                |             | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|      | 課の事務の執行方法を自主的に改める事務改善運動を行う。 |             | 実施   |      |      |      |

## 人材育成と組織機構の整備

地方分権の進展で、自らの創意工夫による魅力的で個性あるまちづくりが求められています。行政改革を町民の共感と理解を得ながら円滑に推進するためには、各職員が危機意識を共有し改革の必要性を認識したうえで、組織全体で総力をあげて取り組むことが必要です。

スリムで柔軟に対応できる行政運営組織に見直し、質素で機動力のある組織・機構を目指します。また、職員の資質向上が重要であり、人材育成基本方針を策定し、専門的かつ高度な行政ニーズに対応できるような能力の開発を効果的に推進します。

### 1 定員適正化計画の策定

定員は、事務・事業の整理等や民間委託などと密接な関係にあり、行政改革を推進していく上でこれらと切り離して考えることができません。

合併により、町の職員数は類似団体（次ページ「定員適正化計画の概要」内参照）と比較し、多くなっています。定員適正化計画を策定し、必要な住民サービスの量と必要な職員数のバランスに考慮した定員管理を行います。また、計画の実現・コスト削減のため、職員が行っている業務のうち、定型的な業務、単純な業務を切り離して派遣職員等に切り替えします。

| 担当課   | 総務課 | 実施年度（平成） |      |      |      |      |
|---|-----|----------|------|------|------|------|
| 28 定員適正化計画の策定   |     | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 事務事業の整理合理化、職員の適正配置等の観点から、定員適正化計画を策定する。                                  |     | 実施       |      |      |      |      |
|   |     |          | 実施   |      |      |      |
| 担当課   | 総務課 | 実施年度（平成） |      |      |      |      |
| 29 派遣職員等による対応   |     | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 事務事業を点検し、費用対効果・サービス水準の観点から、職員が行っている業務（例窓口業務、企業会計事務など）を派遣職員、臨時職員等に切り替える。 |     | 検討       | 実施   |      |      |      |
|   |     |          | 検討   |      |      | 実施   |
| 担当課   | 総務課 | 実施年度（平成） |      |      |      |      |
| 30 人件費の削減   |     | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 定員管理計画の遵守、業務の派遣職員への切り替え等により、人件費の削減を行う。                                  |     | 実施       |      |      |      |      |
|   |     |          | 実施   |      |      |      |

＝ 参考 定員適正化計画の概要 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

1 定員適正化計画策定の必要性

本町を含めた地方公共団体の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況にあり、この下で、行政ニーズの変化に的確に対応するためには、事務事業の見直し、組織の簡素・効率化、事務事業の外部委託などに取組みながら、行政ニーズと業務量に応じた適正な定員配置と再配分を行うことによって、簡素で効率的な行政運営に努める必要がある。

このため、新たな定員管理計画を策定し、引き続き、適正な定員管理を行う。

2 定員管理計画

(1) 計画期間 平成 17 年 10 月 1 日を基準とした平成 22 年 4 月 1 日までの 5 年間

(2) 対象 全職員

(3) 数値目標 平成 17 年 10 月 1 日現在の総職員数 199 人を 5 年間で 11.06%削減し、平成 22 年 4 月 1 日の目標を 177 人とします。( H19 年度見直し )

| 区分       | H17,10,1 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | 累 計 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 職 員 数    | 199      | 192    | 185    | 184    | 182    | 177    |     |
| 退職(予定)者数 |          | 8      | 10     | 4      | 5      | 8      | 35  |
| 新規採用者数   |          | 中途 1   | 3      | 3      | 3      | 3      | 13  |
| 対前年削減数   |          | 7      | 7      | 1      | 2      | 5      | 22  |

《参考》

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (骨太の方針)」では、平成 22 年度までに、国家公務員の定員削減 ( 5.7% ) と同程度の定員削減を行うこと。191 人 × 5.7% = 10.887 人

定員モデルの状況

| H17、10、1<br>対象職員 | 定員モデル | 超過人員 | 備考                            |
|------------------|-------|------|-------------------------------|
| 180              | 175   | 5    | 公営企業等改正に属する職員はモデルの対象とされていません。 |

「定員モデル」とは、人口、行政面積、道路延長などの行政需要と密接に関連すると考えられる指標と職員数の関係を分析し、これに基づいて地方自治体の参考となる職員数を算式により求めた職員数です。

## 類似団体との職員数の比較

人口（H17,3,31 現在）16,854 人 類型 -1 類似団体数は巴南町（島根県）、吉備中央町（岡山県）、窪川町（高知県）など全国で 29 団体

| 区分      | H17,10,1 A | 類団指数 B | 比較 A-B |
|---------|------------|--------|--------|
| 一般行政職   | 146        | 132    | 14     |
| 教育部門    | 34         | 33     | 1      |
| 普通会計の合計 | 180        | 165    | 15     |

「類似団体」とは全町村の中で、人口規模や産業構造が類似した団体のことを言います。町村については、38 に分類されています。（指数は H16 年度）

### 3 計画の管理等

#### (1) 計画の管理

毎年度の個別の行政需要との整合性を図りながら、職員の年齢構成に配慮しつつ、計画的な採用と退職者の管理の下で、目標数値の達成に努めます。

#### (2) 定員管理の視点

計画目標の達成を図るため、以下の視点から適正な定員管理を行う。

- ・ 事務事業の整理合理化
- ・ 事務の外部委託の推進
- ・ 指定管理者制度の活用
- ・ 組織の簡素効率化と職員の適正な配置
- ・ 事務改善と職員の能力向上
- ・ 事務積み上げによる適正人員の把握
- ・ 退職補充者の抑制

#### (3) 計画の見直し

計画の中間時点である平成 20 年度において、その後の状況の変化等を踏まえた計画の見直し、フォローアップを行う。

=====

### 2 人材育成方針の策定

地方分権の推進により、国・県が市町村を指導する状況から対等な立場に代わりました。それに伴い、町にも自己決定・自己責任による行政運営が求められています。そのため、新たな発想で政策形成に取り組む職員を育成することが必要になっています。

人材育成・活用の重要性から、職員の意識や職場環境の現状を把握し、町が求める

職員像を示すとともに、組織経営の新たな理念・人事諸制度の改革の方向を示すため、人材育成方針を作成します。

| 担当課 | 総務課  | 実施年度(平成) |      |      |      |      |
|-----|--|----------|------|------|------|------|
|     |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 31  | 人材育成方針の策定  |          |      |      |      |      |
|     | 町が求める職員像を示すとともに、人事諸制度の改革の方向を示すため「北栄町人材育成基本方針」を策定する。<br>H19,7月に正式な基本方針を策定 | 実施       |      |      |      |      |
|     |  |          | 実施   |      |      |      |

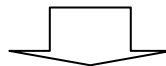
＝ 参考 人材育成方針の概要 =====

「人材育成方針」の策定方針

1 総合的な人事制度への移行

《従 来》

- ・人事制度を人材育成に生かすという考え方が不十分であった。
- ・人事管理の中心となったのは、昇任、処遇等にかかる制度と運用であった。



《民間の現状》

- ・人的資源管理に基づく人事管理  
「事業の実行、組織運営にとって、人はその成否を左右する重要な資源」



《方 針》

- ・どのような人材が必要なのか。  
職員の能力開発方法をどのようにするか。どんな人材を採用するか。
- ・職員の意欲を引き出し、意識改革をいかに図るか。
- ・組織の活性化をいかに図るか。

2 個人を尊重し、能力を伸ばす人事制度への転換

《従 来》

- ・タテ型の組織 秩序と協調性の重視  
型にはまった行動様式や思考パターン = 重宝されてきた



《方 針》

- ・年功序列人事での処遇からの脱却
- ・職員の意欲と能力を引き出し、個性をもつ人材を育成  
(個性あるまちづくりのために、個性ある人材が必要)

### 3 職員の行動指針となる育成方針の策定

・どのような人材が必要とされているか、そして、自らどのように育っていくのか、職員に明確にわかりやすく示し、目指す「職員像」を明らかにする。

・「北栄町人材育成方針の内容の骨子

1 人材育成方針の意義

2 人材育成基本方針の目指すもの

総合的な人事制度への移行                      個性をもつ人材をつくる

職員の行動指針となるものに

3 どのような人材育成を目指すのか

必要とされる「職員像」とは                      「個性をもつ人材」の育成

「住民に仕える有能な職員の集団」の達成を目指して

4 北栄町の現状と課題

組織運営と職場管理上の問題点                      研修体制の問題点

5 人材育成の方策

新たな人事制度の構築                                      目標管理制度の導入

研修の充実    職場における環境づくり

=====

### 3 人事評価制度の導入

優秀な人材を確保し育成することが重要になってきています。

これまで職員の採用は、通常、鳥取県中部の出身者や居住者に限っていましたが、より有能な人材を確保するためその見直しを進めます。また、職員の能力や可能性や伸ばすため、目標管理制度や人事評価制度の導入について検討を行います。

| 担当課 | 総務課  | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|-----|--|-------------|------|------|------|------|
| 32  | 職員の公募制の導入  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 特定の専門的職種などを対象に、より有能な人材を全国から確保するため、職員の公募制（任期制）の導入を検討する。 |             | 検討   | 実施   |      |      |
|     |  |             | 検討   |      |      |      |
| 担当課 | 総務課  | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
| 33  | 人事評価制度の導入  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 職員の能力を最大限に引き出し、活用し、組織力の最大化を測るため、目標管理制度・人事評価制度の導入を行う。   | 検討          | 実施   |      |      |      |
|     |  |             | 実施   |      |      |      |



#### 4 組織機構の見直し

事務事業を効果的、効率的に処理し、町民にわかりやすい組織の体制が求められています。課題に的確に対応できる体制に絶えず見直ししていくとともに、従来の縦割り組織にとらわれないプロジェクトチームの活用を行います。

| 担当課  | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-----|-------------|------|------|------|------|
| 34 組織機構の見直し                                    |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 課題に的確に対応し、町民にわかりやすい体制を確立するため、課の統廃合・見直しを継続的に行う。 |     | 検討          | 実施   |      |      |      |
|  |     |             | 実施   |      |      |      |
| 担当課  | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
| 35 プロジェクトチームの活用                                |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 課題に迅速かつ的確に対応する必要性が生じたときは、プロジェクトチームの活用を行う。      |     | 検討          | 実施   |      |      |      |
|  |     |             | 実施   |      |      |      |

#### 5 組織のフラット化

現在の組織では課内に特別な事業が発生した場合、係の存在がスムーズな事務処理を妨げる場合も少なくありません。意思決定、事業実施の迅速化、職員の効率的な配置等のため、組織のフラット化<sup>5</sup>の導入を進めます。

| 担当課  | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-----|-------------|------|------|------|------|
| 36 組織のフラットグループ化                            |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 事務事業実施の迅速化、職員の効率的な配置のため、組織のフラット化グループ化を進める。 |     | 検討          | 実施   |      |      |      |
|  |     |             | 実施   |      |      |      |

#### 6 職員研修の充実

地方分権の推進や町民のニーズに的確に対応する職員が求められています。

自己啓発、職場内研修、職場外研修を充実し、幅広い見識を身につけた職員を育成します。

| 担当課   | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|---|-----|-------------|------|------|------|------|
| 37 職員研修の充実                                  |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 職員研修を充実し、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成する。 |     | 実施          |      |      |      |      |
|   |     |             | 実施   |      |      |      |

<sup>5</sup> グループ化フラット化とは、「係」等を廃止し、課内の連携を深めより柔軟で機動的な組織とすること。指.示命令系統の簡素化を通じてコミュニケーションの充実を図る方法。

## 7 メンタルヘルス対策の充実

近年、「うつ対策」をはじめとするメンタルヘルス<sup>6</sup>対策の必要性が増大しています。職員の健康を阻害する様々な職場のストレスを軽減し、支援体制を作り、病気の予防や健康の維持増進を図ります。また、早期に発見して必要な援助や、不幸にして病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行います。

| 担当課 | 総務課  | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|-----|--|-------------|------|------|------|------|
|     |  | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 38  | メンタルヘルス対策の充実   |             |      |      |      |      |
|     | メンタルヘルス対策を充実し、病気の発生を防ぐ。また病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行う。 | 実施          |      |      |      |      |
|     |  |             | 実施   |      |      |      |

---

<sup>6</sup> メンタルヘルスとは、一般的には「心の健康」と訳されている。心の・精神の（メンタル）、健康・保健（ヘルス）という意味。

## 持続可能な財政基盤の確立

国の三位一体改革が進む中、地方交付税や補助金の縮減が見込まれる厳しい財政状況にあり、一般会計、特別会計を通じた持続可能な安定的財政基盤を確立することが喫緊の課題になっています。

自主財源の確保及び税負担の公平性の確保のため、状況の変化に応じ滞納整理手法の見直しを行いながら町税滞納整理を強化するとともに、口座振替等による徴収事務の効率化を推進します。また、受益者負担金の適正化、財産処分、企業誘致の推進など積極的に推進します。

入札の際の業者間の競争により落札価格が下がり、経費の削減につながっている自治体があります。入札の工夫、検査の工夫を行うことにより、経費削減を目指します。

### 1 財政計画等の作成

厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を行うことが求められています。財政計画を策定し、計画的な執行を行うとともに、財政指標・状況をわかりやすく情報提供します。

| 担当課  | 総務課 | 実施年度(平成) |      |      |      |      |
|--|-----|----------|------|------|------|------|
| 39 財政計画の作成   |     | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 持続可能な財政運営等の視点から、中期財政計画を策定し、計画的な財政執行を行う。<br>H19,6月に策定                           |     | 検討       | 実施   |      |      |      |
|  |     |          | 実施   |      |      |      |
| 担当課  | 総務課 | 実施年度(平成) |      |      |      |      |
| 40 財政指標の作成と情報提供  |     | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| バランスシート <sup>7</sup> を作成し、資産と負債の全体像を明らかにするとともに、財政状況をわかりやすく情報提供する。<br>H19,9月に策定 |     | 検討       | 実施   |      |      |      |
|  |     |          | 実施   |      |      |      |

### 2 予算説明書の作成

町の予算については、町報等でお知らせしていますが、紙面に制限があり十分な説明、わかりやすい説明ができていないのが実態です。財政計画の状況、予算執行状況、予算、決算についてわかりやすい説明書を作成します。

<sup>7</sup> バランスシートとは、貸借対照表のこと。ある一時点で所有する資産の内容と、その資産を持つために調達した費用の内訳を表したもの。

| 担当課 | 総務課   | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
|-----|---|--------------|------|------|------|------|
| 41  | 予算説明書の作成  | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 毎年の予算や決算、執行状況などを説明するわかりやすい資料を作成し、町民に情報提供する。<br>H19は、「今年のしごと」を作成 |              | 実施   |      |      |      |
|     |   |              | 実施   |      |      |      |

### 3 徴収・滞納対策の強化

厳しい財政状況の中では、コスト削減はもとより、収入の確保も重要な要素です。

これまでに引き続き、多様な徴収方法を検討したり、管理職の動員・強化月間の設定を設けたりして徴収にあたり、自主財源の確保に努めます。

税・料金等を一括して徴収する部署の設置や、口座振替の推進、長期滞納者や悪質な滞納者に対しては、行政サービス制限制度の導入について検討を行います。

| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
|-----|--|--------------|------|------|------|------|
| 42  | 徴収対策・滞納対策の強化   | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 管理職を動員し、徴収強化月間を設けて集中的に徴収にあたる。                                    | 実施           |      |      |      |      |
|     |  |              | 実施   |      |      |      |
| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
| 43  | 徴収窓口の一本化   | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 徴収の窓口を一本化し、税・料金の一括徴収できる体制について、導入を検討する。<br>H19に町税等滞納整理対策本部を設置     |              | 検討   |      |      |      |
|     |  |              | 実施   |      |      |      |
| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
| 44  | 口座振替の推進  | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 徴収対策のため、税・料金等の口座振替を積極的に推進する。                                     | 実施           |      |      |      |      |
|     |  |              | 実施   |      |      |      |
| 担当課 | 該当部署   | 実 施 年 度 (平成) |      |      |      |      |
| 45  | 滞納者へのサービス停止  | 18年度         | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|     | 悪質な滞納者に対しては、行政サービスの制限について先進地事例を調査し導入を検討する。<br>H19、他団体の例を参考に導入予定。 | 検討           |      |      |      |      |
|     |  |              | 一部実施 |      |      |      |

| 担当課                                      | 税務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |
|--|-----|-------------|------|------|------|
| 45-1 税の納期の回数変更                           |     | 19年度        | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 現在の8期を法定納期4期に変更し、収納管理事務の効率化、滞納整理事務を強化する。 |     | 検討          |      | 実施   |      |

#### 4 使用料等の見直し

現在の使用料は合併調整で設定されていたものですが、当時の予想を上回る財政難から見直ししなければならない状況になっています。

使用料・手数料・賃借料などについて受益者負担の観点から、必要なものは直ちに  
見直し、合併3年経過後にはすべての使用料等を適正な額に見直しすることとします。  
納付奨励金については口座振替によって取扱事務が軽減になっていることから、納税  
組合と協議し見直しを進めます。

| 担当課   | 該当部署  | 実 施 年 度（平成） |           |      |      |      |
|---|-------|-------------|-----------|------|------|------|
| 46 使用料・手数料の見直し                                      |       | 18年度        | 19年度      | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 受益者負担の観点から、適正な料金に設定・見直す。各種減免規定についてもあわせて見直しを行う。      |       | 検討          | 実施        |      |      |      |
|   |       |             | 検討        |      |      |      |
| 担当課   | 該当部署  | 実 施 年 度（平成） |           |      |      |      |
| 47 賃借料の見直し  |       | 18年度        | 19年度      | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 施設・土地の賃借料について、立地条件・利用状況を考慮し、適正な額に見直す。               |       |             | 検討        |      |      |      |
|   |       |             | 検討        |      |      |      |
| 担当課   | 上下水道課 | 実 施 年 度（平成） |           |      |      |      |
| 48 納付奨励金の見直し  |       | 18年度        | 19年度      | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 旧町水道料金、下水道料金で納付奨励金の取り扱いが異なっている。納税組合と協議し、奨励金の見直しをする。 |       | 検討          | 実施        |      |      |      |
|   |       |             | 実施<br>220 |      |      |      |

#### 5 財産処分 of 検討

町には活用をしていない財産が数多くあります。その中には、購入資金を借り入れて行ったものもあり、元金に加え利息の償還が必要です。

迅速かつ計画的に売却や企業誘致を進めることとします。また、売却に関する情報を町報やホームページ等を用いて広く町民に提供します。

| 担当課  | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-----|-------------|------|------|------|------|
|  |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 49 財産処分の検討   |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 個々の未利用町有財産について、迅速かつ計画的な処分を行い、発生する返済利息を抑える。<br>H19、一部売却・賃貸し |     | 検討          | 実施   |      |      |      |
|  |     |             | 実施   |      |      |      |

## 6 企業等誘致の推進

企業や商業施設の進出は、町の活性化につながります。引き続き企業等の誘致を推進します。

| 担当課                                    | 産業振興課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-------|-------------|------|------|------|------|
|  |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 50 企業等の誘致の推進                           |       | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 町の雇用対策、税収の確保、工業団地処分のため企業や商業施設の誘致を推進する。 |       | 検討          |      |      |      |      |
|  |       |             | 実施   |      |      |      |

## 7 入札の工夫

工事・業務発注の入札において、落札額の低下は大きな財源を節約することになります。発注の方法等を検討し、財源を残す努力を行います。

| 担当課  | 総務課 | 実 施 年 度（平成） |      |      |      |      |
|--|-----|-------------|------|------|------|------|
|  |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 51 入札方法の検討                                     |     | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 入札において、競争を促す工夫について検討する。<br>H19 実施は、指名業者の非公表を試行 |     | 検討          |      |      |      |      |
|  |     |             | 実施   |      |      |      |

## 8 付属資料

### 1 審議会会長から町長への提言

平成19年1月22日

北栄町長 松本 昭夫 様

北栄町行政改革審議会

会 長 野 田 邦 弘

北栄町行政改革プランについて（提言）

北栄町の行財政運営の効率化と合理化等に向け、行財政全般に総合的に調査、審議を行いました。その結果を北栄町行政改革プランにまとめましたので、北栄町行政改革審議会設置条例第2条の規定により、提言します。

## 2 行政改革審議会委員名簿

(敬称略)

### 委員名簿

| 区分    | 氏名    | 所属                           | 備考  |
|-------|-------|------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 野田 邦弘 | 鳥取大学地域学部教授                   | 会長  |
|       | 大谷 行雄 | 鳥取銀行常務執行役員<br>(倉吉中央支店常務室)    |     |
| 教育    | 吉田助三郎 | 北栄町教育委員会委員長                  |     |
| 農業    | 平信 讓  | 北栄町農業委員会会長                   |     |
| 商工    | 山田 準  | 北栄町商工会設立委員会委員長<br>(大栄町商工会会長) |     |
| 女性団体  | 山根ひろ子 | 北条地区女性団体連絡協議会会長              |     |
|       | 福光 正子 | 大栄地区女性団体連絡協議会役員              | 副会長 |
| 一般公募  | 原田 武彦 |                              |     |
|       | 井中 信一 |                              |     |
|       | 浜川 康夫 |                              |     |

任期 平成 18 年 3 月 23 日 ~ 2 年間



### 3 審議会の開催状況

#### 【平成 18 年度】

- |  |   |
|--|---|
| 第 1 回審議会   | 平成 18 年 3 月 23 日開催  |
| 内容   | 委員の委嘱 会長、副会長の選出<br>北栄町の現状報告 進め方の検討  |
| 第 2 回審議会   | 平成 18 年 5 月 25 日開催  |
| 内容   | 行政改革プランの全体構成等の検討<br>指定管理者制度の検討  |
| 第 3 回審議会   | 平成 18 年 7 月 20 日開催  |
| 内容   | 定員管理計画について<br>各課の事務事業見直し内容の検討（1） 総務課                                      |
| 第 4 回審議会   | 平成 18 年 8 月 31 日開催  |
| 内容   | 各課の事務事業見直し内容の検討（2） 税務課、産業振興課、<br>農業委員会、地域整備課、環境政策課、上下水道課                  |
| 第 5 回審議会   | 平成 18 年 9 月 27 日開催  |
| 内容   | 各課の事務事業見直し内容の検討（3） 議会事務局、企画情報課、町民課<br>健康福祉課、教育総務課、生涯学習課、人権同和教育課、中央公民館・図書館 |
| 第 6 回審議会   | 平成 18 年 10 月 31 日開催   |
| 内容   | 行政改革プランの検討  |
| 第 7 回審議会   | 平成 18 年 11 月 30 日開催   |
| 内容   | 行政改革プランの検討  |
| 行政改革プランに対する意見募集の実施<br>平成 18 年 12 月 25 日～平成 19 年 1 月 15 日まで |   |
| 第 8 回審議会   | 平成 19 年 1 月 22 日開催  |
| 内容   | プランに対する意見を盛り込んだ行革プランの検討<br>行政改革プランの町長提言                                   |

#### 【平成 19 年度】

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| 審議会 | 平成 19 年 8 月 30 日開催         |
| 内容  | プランの進捗状況の確認<br>新たな行革プランの検討 |

## 4 行政改革審議会設置条例

### 北栄町行政改革審議会設置条例

平成 17 年 12 月 27 日  
条例第 147 号

(設置)

第 1 条 北栄町における行財政に関し、その運営の効率化と合理化等について、総合的な検討を進め、積極的に行財政の刷新改善を図るため、北栄町行財政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、行財政全般について総合的に調査、審議し、改革事項を町長に提言する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会に専門の事項を調査、審議するため部会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(機密保持)

第 6 条 委員及び幹事は、審議会に附議された事項の調査、研究により知り得た事項等について機密保持の責務を有する。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は審議会の所掌事務について、審議会の要請に応じて調査等事務に協力するとともに審議会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 8 条 審議会の事務局は、総務課とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。